

北海道教育委員会教育長告示第65号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和6年5月23日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

(教育委員会所管分その9)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>中学校における部活動指導員配置促進事業費補助金</p> <p>公立の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）を設置する市町村が、部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）第78条の2に規定されている部活動指導員をいう。）を配置する場合において、その経費の一部を補助することにより、市町村における部活動指導員の配置を促進し、もって、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図る。</p>	<p>市町村（札幌市を除く。）</p>	<p>中学校において、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員（会計年度任用職員に限る。）を配置することを目的とする事業に要する経費のうち、次の経費（同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内のものに限る。なお、令和5年度から令和7年度までにおいて、引き続き部活動指導員の配置に取り組むとともに、今後の地域連携・地域移行に関する方針を策定済み又は策定予定である場合については、この限りではない。）</p> <p>(1) 報酬（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）</p> <p>(2) 期末手当・勤勉手当</p> <p>(3) 交通費（人材バンクを立ち上げている、若しくは、人材バンクの立ち上げ計画を作成している、又は道の人材バンクに積極的に参画する市町村で、交通手段に車（他の交通手段がなく、真に車での通勤がやむを得ない場合に限る。）を使用する者に要する経費。（片道の通勤離が60km未満に限る。））</p>	<p>3分の2以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金を控除した額以内の額）</p>	<p>教育第2号様式 教育第12号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第56号様式</p>	<p>教育第2号様式 教育第27号様式 教育第57号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁学校教育局部活動改革推進課部活動改革推進係</p>	<p>教育長</p>	<p>1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。</p> <p>2 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。</p>